

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県医療法施行条例（平成 24 年滋賀県条例第 65 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 医療法施行規則の一部改正により、病院の従業者およびその員数の基準が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 5 条関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 34 号

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例
滋賀県医療法施行条例（平成 24 年滋賀県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県医療法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (病院の従業者の員数)</p> <p>第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 栄養士 病床数が100以上の病院にあつては、1</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (病院の従業者の員数)</p> <p>第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 栄養士<u>または管理栄養士</u> 病床数が100以上の病院にあつては、1</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>